

- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。

## 第6章 卒業、休学、転学、留学及び退学等

### (卒業)

第33条 本学の学部にて4年以上在学し、次に定める単位数を修得し、かつ別に定める要件を備えた者については、教授会の審議を経て学長が卒業を認定する。

区 分	単位数	
教養科目	12 単位以上	
外国語科目	10 単位以上	
健康・体力科目	2 単位以上	
工学基礎科目	24 単位以上	計 108 単位以上
専門科目	60 単位以上	
合 計	132 単位以上	

### (早期卒業)

第33条の2 前条の規定にかかわらず、本学の学部にて3年以上在学し、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績で修得し、かつ、学校教育法第89条に規定する卒業（以下「早期卒業」という）を希望している者については、教授会の審議を経て学長は卒業を認定することができる。

- 2 早期卒業に関し、必要な事項は別に定める。

### (学位授与)

第34条 前2条の卒業者には、学士の学位を授与する。

- 2 その他学位に関し、必要な事項は別に定める。

### (休学)

第35条 疾病、又は以下に定める特別の理由により修学することができない者は、休学願にその事実を証明する書類を添えて提出し、教授会の審議を経たうえ、学長の許可を得て休学することができる。ただし、次の(1)の場合は証明書類の提出を必要としない。

- (1) 家庭の事情、あるいは入学後の経済上の変化により学資の調達を図る必要のあるもの。
- (2) 本学で認める海外インターンシップ等の海外研修によるもの。
- (3) その他、修学指導上本学が特に認めたもの。

- 2 疾病のため修学が適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

### (休学期間)

第36条 休学期間は、1年以内とする。

ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、学長が休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。